

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (保健福祉総務課) 一

告 示

○宮城県議会定例会の招集 (財政課) 一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同企画社会推進課) 一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 () 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 () 二

○建設業許可の取消し (事業管理課) 二

○都市計画決定の図書の写しの縦覧(五件) (都市計画課) 三

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三〇件) () 四

○土地区画整理組合の理事についての届出 () 九

公 告

○予算の公表 (財政課) 九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (障害福祉課) 一一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 一一

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号2(中)「二、四〇四、〇〇〇円」を「二、三八七、〇〇〇円」に改め、同表第三号

3(一)の表中

| | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一七、五〇〇円 | 二二、六〇〇円 | 三三、三〇〇円 | 三九、九〇〇円 | 五〇、五〇〇円 | 七、四〇〇円 |
| 二九、〇〇〇円 | 三七、五〇〇円 | 五二、三〇〇円 | 六一、三〇〇円 | 七七、〇〇〇円 | 一〇、五〇〇円 |

を

| | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一七、三〇〇円 | 二二、三〇〇円 | 三三、八〇〇円 | 三九、三〇〇円 | 四九、八〇〇円 | 七、三〇〇円 |
| 二八、六〇〇円 | 三七、〇〇〇円 | 五一、六〇〇円 | 六〇、四〇〇円 | 七五、九〇〇円 | 一〇、四〇〇円 |

に改め

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 五、七〇〇円 | 七、七〇〇円 | 一一、六〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一七、七〇〇円 |
| 九、二〇〇円 | 一一、二〇〇円 | 一七、一〇〇円 | 二〇、三〇〇円 | 二五、八〇〇円 |

を

| | | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 五、六〇〇円 | 七、六〇〇円 | 一一、四〇〇円 | 一三、八〇〇円 | 一七、五〇〇円 |
| 九、一〇〇円 | 一一、一〇〇円 | 一六、九〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 二五、四〇〇円 |

に改め、別表第一第九

号3中「一九九、〇〇〇円」を「二〇一、〇〇〇円」に、「一五九、二〇〇円」を「一六〇、八〇〇円」に改め、同表第十二号2中「一三七、五〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百八号

平成二十二年六月十五日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 特定非営利活動法人 ドリーム・グリーン・プロジェクト

一 代表者の氏名

大場 俊孝

二 主たる事務所の所在地

大崎市鳴子温泉字星沼十五

三 定款に記載された目的

この法人は、就労意欲のある障害者、就労の可能性のある障害者に対して、主に障害者自立支援法などに基づく障害者福祉サービス事業を行い、障害者の就労促進、自立に寄与すること、また就労が困難な障害者に対しても生活支援や相談事業などを行うことにより、障害者福祉の増進を図り、社会に寄与することを目的とする。

中山平温泉ならではの温泉資源を活用して環境保全と地球温暖化防止のテーマであるCO₂を抑えたエネルギーをハイブリットなシステムを利用した施設で、安心・安全を第一に地域活性と交流の場として、人と自然が共生できる市民農園型の理想的なファーム・パークである夢のある緑地帯（Dream Green）の実現を目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年五月二十四日

○宮城県告示第六百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 特定非営利活動法人 国際スポーツ推進機構

一 代表者の氏名

前田 忠嗣

二 主たる事務所の所在地

仙台市太白区西中田一丁目二十番七号

三 定款に記載された目的

この法人は、人種、国籍を問わず多くの人々に対して、スポーツ振興に関する事業を行い、子供の健全育成と人々の健康促進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年五月二十三日

○宮城県告示第六百一十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|---|---------------|----------|------------|
| 〇四一五四〇〇八〇三 | たまさん介護センター 仙台市太白区郡山六丁目一番三十七号 丹勝ビル三階 | 居宅介護、重度訪問介護 | 三田商工株式会社 | 平成二十二年六月一日 |

○宮城県告示第六百一十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 設置者名 | 廃止年月日 |
|------------|----------------------------------|----------|--------------|
| 〇四一五三〇〇三三八 | たまさん介護センター 仙台市若林区三本塚字中谷地二百八十六 | 三田商工株式会社 | 平成二十二年五月三十一日 |

○宮城県告示第六百一十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十二年六月四日
- 二 商号又は名称等

| 商号又は名称及び代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地 | 建設業許可番号 | 申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 | 受付年月日 |
|----------------|------------|---------|-----------------------|-------|
| | | | | |

| | | | | |
|----------------------------------|-----------------------|-------------------------|---|-----------------|
| 株式会社斎藤建 斎藤 栄子 | 柴田郡大河原町字南原 町二・三 | 般・十七 第八千四百 七号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業 | 平成二十二年 五月六日 |
| 有限会社谷地総 谷地 守 | 仙台市青葉区大倉字横 根三十四 | 般・十七 第五万九千 九百 | 一部廃業 一般建設業 土木工事業 | 平成二十二年 五月十三日 |
| 成澤好晴 成澤 好晴 | 東松島市浅井字高田九 十・二 | 般・十七 第二万二千 七十三号 | 一部廃業 一般建設業 土木工事業 ほ装工事業 造園工事業 | 平成二十二年 五月七日 |
| NECトーキン 株式会社 岡部 政和 | 仙台市太白区郡山六丁 目七・一 | 特・十七 第一万三千 二百十号 | 全部廃業 特定建設業 建築工事業 | 平成二十二年 五月十二日 |
| 結城産業株式会 社 結城 貢 | 仙台市宮城野区幸町二 丁目二十三・一 | 般・十九 第七万五千 七号 | 全部廃業 一般建設業 建築工事業 | 平成二十二年 五月十三日 |
| 有限会社新栄興 業 千葉 伸也 | 石巻市鹿又字用水向百 十八・十二 | 般・二十 第一万七千 二十九号 | 一部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業 | 平成二十二年 五月七日 |
| 有限会社ケイ・ コーポレーショ ン 丹野 信一 | 東松島市大曲字下台六 十二・六 | 般・十八 第一万七千 七百七号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 | 平成二十二年 五月六日 |
| 株式会社半田建 設工業 半田 忠市 | 白石市郡山字平成七 | 般・二十 第二万八千 三百二十七号 | 一部廃業 一般建設業 土木工事業 ほ装工事業 | 平成二十二年 五月六日 |

三 許可取消しの原因
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第六百十四号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 愛子地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 泉中央南地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十六号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 不動堂地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十七号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | |
|--|----------------------|
| <p>律第百号(第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画 2 名称 向原地区計画</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第六百十八号 仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> | <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> |
| <p>一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画用途地域</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第六百二十号 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> | <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> |
| <p>一 都市計画の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画 2 名称 仙台駅東第二地区計画</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第六百十九号 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> | <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> |
| <p>一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第六百二十三号 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> | <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> |
| <p>一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画高度地区</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)</p> <p>○宮城県告示第六百二十二号 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> | <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> |
| <p>一 都市計画の種類 仙塩広域都市計画臨港地区</p> <p>二 縦覧場所</p> | <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> |

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・三百十八号 虹の杜一号線 三・四・三百十九号 虹の杜二号線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 二・二・二百三十二号 富沢駅東一号公園、二・二・二百三十三号 富沢駅東六号公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 東北大学青葉山新キャンパス地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 泉中央地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十八号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二十九号

石巻市から雄勝都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画下水道

2 名称 一号 下雄勝下水道、二号 中の沢下水道、三号 分浜下水道、四号 水浜下水道、五号 小洲下水道、六号 伊勢畑下水道

二 都市計画の変更の種類別

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百三十号

石巻市から雄勝都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画下水道

2 名称 石巻市特定環境保全公共下水道

二 都市計画の変更の種類別

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百三十一号

石巻市から雄勝都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画公園

2 名称 一号 雄勝中央公園

二 都市計画の変更の種類別

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百三十二号

石巻市から雄勝都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画土地地区画整理事業

2 名称 雄勝地区土地地区画整理事業

二 都市計画の変更の種類別

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百三十三号

石巻市から雄勝都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画道路

2 名称 三・六・三号 下雄勝線

二 都市計画の変更の種類別

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百三十四号

石巻市から牡鹿都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 牡鹿都市計画こみ焼却場

2 名称 一号 牡鹿町クリーンセンター

二 都市計画の変更の種類別

廃止

| | | |
|---|---|---|
| <p>三 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課) ○宮城県告示第六百三十五号 石巻市から牡鹿都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> | <p>三 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課) ○宮城県告示第六百三十六号 石巻市から牡鹿都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> | <p>三 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課) ○宮城県告示第六百三十七号 石巻市から牡鹿都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> |
| <p>三 縦覧場所 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> | <p>一 都市計画の種類及び名称 1 種類 牡鹿都市計画火葬場 2 名称 一号 牡鹿町火葬場 二 都市計画の変更の種別 廃止 三 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課) ○宮城県告示第六百三十九号 石巻市から牡鹿都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> | <p>一 都市計画の種類及び名称 1 種類 牡鹿都市計画土地区画整理事業 2 名称 鮎川土地区画整理事業 二 都市計画の変更の種別 廃止 三 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課) ○宮城県告示第六百三十八号 石巻市から牡鹿都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。 平成二十二年六月八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> |

宮城県庁(土木部都市計画課)
○宮城県告示第六百四十号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十一号

東松島市から石巻広域都市計画及び松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十二号

東松島市から石巻広域都市計画及び松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十三号

東松島市から松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 小野駅前地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十四号

松島町から松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・四百八号 根廻磯崎線 三・五・四百六号 浜通線 三・六・四百七号 山手線 七・七・四百一号 東浜線 七・七・四百二号 瑞巖寺線 七・七・四百三号 新富山線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十五号

松島町から松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 二・二・千一号 垣ノ内公園、六・四・千一号 松島運動公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十六号

松島町から松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 品井沼地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十七号

松島町から松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 松島町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十八号

松島町から松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画汚物処理場

2 名称 一号 松島し尿処理場

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百四十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大河原町広表土地区画整理組合

二 事務所所在地

大河原町字新南十九番地

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

鈴木 清治 柴田郡大河原町金ヶ瀬字町百十八番地

公 告

○平成二十二年三月三十一日専決処分した平成二十一年度宮城県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成21年度宮城県一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 1 県 税 | 1 県 民 税 | 239,100,000 | 1,580,000 | 240,680,000 |
| | 2 事 業 税 | 84,918,000 | 270,000 | 85,188,000 |
| | 3 地 方 消 費 税 | 49,556,000 | 790,000 | 50,346,000 |
| | | 30,669,000 | 90,000 | 30,579,000 |

| | | | | |
|------|----------|-------------|-----------|-------------|
| 4 | 不動産取得税 | 6,926,000 | 130,000 | 7,056,000 |
| | 5 県たばこ税 | 4,737,000 | 20,000 | 4,717,000 |
| 7 | 自動車取得税 | 3,886,000 | 130,000 | 4,016,000 |
| 8 | 軽油引取税 | 20,604,000 | 370,000 | 20,974,000 |
| 3 | 地方譲与税 | 14,453,000 | 170,000 | 14,623,000 |
| | 2 地方揮発油税 | 1,417,000 | 170,000 | 1,587,000 |
| 5 | 地方交付税 | 172,141,624 | 394,000 | 172,535,624 |
| | 1 地方交付税 | 172,141,624 | 394,000 | 172,535,624 |
| 10 | 財産収入 | 2,139,118 | 358,000 | 2,497,118 |
| | 2 財産売却収入 | 995,108 | 358,000 | 1,353,108 |
| 14 | 諸収入 | 107,279,647 | 124,000 | 107,403,647 |
| | 5 収益事業収入 | 3,600,000 | 124,000 | 3,724,000 |
| 15 | 県債 | 124,970,964 | 917,000 | 124,053,964 |
| | 1 県債 | 124,970,964 | 917,000 | 124,053,964 |
| 歳入合計 | | 896,528,357 | 1,709,000 | 898,237,357 |

歳出

| 款 | 項 | 修正前の額 | 補正額 | 計 |
|------|---------|-------------|-----------|-------------|
| 2 | 総務費 | 62,912,150 | 1,709,000 | 64,621,150 |
| | 1 総務管理費 | 33,137,450 | 1,709,000 | 34,846,450 |
| 歳出合計 | | 896,528,357 | 1,709,000 | 898,237,357 |

第2表 地方債補正

| 起債の 目的 | 補正前 | | 補正後 | |
|-----------|------------|---|------------|---|
| | 限度額 | 償還の方法 | 限度額 | 償還の方法 |
| 総務債 | 67,456,764 | 1 証券発行による。償還(据置)は発行に際し、償還の期限(含む)は、30年以内(ただし、前条に先づき、償還の期限を短縮し、償還利率を低減することとする。) | 66,539,764 | 1 証券発行による。償還(据置)は発行に際し、償還の期限(含む)は、30年以内(ただし、前条に先づき、償還の期限を短縮し、償還利率を低減することとする。) |
| | | 2 年レート以内 | | 2 年レート以内 |
| | | 7.5% | | 7.5% |
| | | 起債の方法 | | 起債の方法 |
| | | 補正前と同じ。 | | 補正前と同じ。 |
| | | 利率 | | 利率 |
| | | 補正前と同じ。 | | 補正前と同じ。 |
| | | 償還の方法 | | 償還の方法 |
| | | 補正前と同じ。 | | 補正前と同じ。 |

| | | | | |
|---|-------------|--|-------------|--|
| 冊 | 124.970.964 | | 124.053.964 | |
|---|-------------|--|-------------|--|

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県拓桃医療療育センター清掃等維持管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部障害福祉課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札を決定した日 平成二十二年三月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 キョウワプロテック株式会社 仙台市青葉区中央一丁目九番二十七号

五 落札金額 四千百五十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年二月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 高速マシンングセンター 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十二年十一月三十日(火)

4 納入場所 宮城県工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に参与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年六月二十九日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 加納 洋美 電話〇二二・二二一・三三三三)

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年七月二日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年六月二十九日(火)まで1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年七月二日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十二年七月二十日(火)午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

平成二十二年七月二十一日(水)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Item to be Procured: High Speed Machining Center (1 set)

2 Deadline for Delivery: Tuesday, November 30, 2010

3 Place of Delivery: Miyagi Prefectural Technical High School

4 Deadline for Bid: Tuesday, July 20, 2010, 5:00 p.m.

5 Contact Person: Hiromi Kanou, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan TEL: 022-211-3332

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.